

農業農村整備事業総合評価落札方式（業務方針提案型）事前検討会設置要領

（平成23年4月27日整-289）

（目的）

第1条 この要領は、秋田県が発注するほ場整備関係事業及び基幹的土地改良施設改修事業に係る建設コンサルタント業務について、農業農村整備事業総合評価落札方式（業務方針提案型）（以下、「業務方針提案型」という。）の適正かつ円滑な事務処理に資するため、必要な事項を定める。

2 前項の目的を達成するため、農林水産部内に「総合評価落札方式（業務方針提案型）事前検討会」（以下、「事前検討会」という。）、各地域振興局農林部内に「総合評価落札方式（業務方針提案型）内容検討会」（以下、「地方検討会」という。）を置く。

（定義）

第2条 この要領において、選定委員会とは「農業農村整備事業総合評価落札方式（業務方針提案型）選定委員会設置要綱」（平成22年2月22日整-2600）第2条に定める事務（以下、「案件」という。）を行う委員会をいう。

2 この要領において、提案書とは「農業農村整備事業に係る総合評価落札方式（業務方針提案型）試行要綱」（平成22年2月22日整-2600）第6条に基づき建設コンサルタント等から提出された業務方針提案書をいう。

3 この要領において、評定とは「農業農村整備事業に係る総合評価落札方式（業務方針提案型）提案書評定取扱要領」（平成23年4月27日整-289）第2条第2項に定める提案書に係る評定点を決定する（以下、「評定」という。）ことをいう。

（事務）

第3条 事前検討会は、選定委員会における案件審議のため、次の各号に掲げる事務を行う。

- （1）当該委託業務における業務方針提案型適用の妥当性の判断
- （2）評価項目、募集テーマ及び評価基準等（以下、「事前評価項目」という。）の設定に関する審議
- （3）提案書の評定内容及び結果に関する審議

2 地方検討会は、事前検討会における案件審議のため、次の各号に掲げる事務を行う。

- （1）事前評価項目の設定
- （2）業務実績等及び配置予定技術者の能力等に基づく評価
- （3）提案書の内容審査及び評定

（組織）

第4条 事前検討会は、次に掲げる者及び組織で構成する。

- （1）事前検討会に会長及び会員を置く。
- （2）会長は農地整備課調整・企画班長とし、会員は業務案件及び内容を勘案の上、会長がそ

の都度指名する。

(3) 本条第2項で定める地方検討会の会長又は会員も事前検討会の会員に含める。

2 地方検討会は、次に掲げる者及び組織で構成する。

(1) 地方検討会に会長（以下、「地方会長」という。）及び会員（以下、「地方会員」という。）を置く。

(2) 地方会長は各地域振興局農林部農村整備（第一・第二）課長とし、地方会員は業務案件及び内容を勘案の上、地方会長が指名する。

（会 議）

第5条 事前検討会は、各地域振興局からの要請により、会長が必要と認めた場合に招集する。

(1) 事前検討会における「事前評価項目」及び「事前内容審査」の説明は、地方会長又は地方会員が行う。

(2) 事前検討会は、地方会員を含め5名以上の出席がなければ開催できない。

2 地方検討会は、事前検討会開催前に地方会長及び地方会員合わせて3名以上の出席により開催するものとする。

3 事前検討会及び地方検討会は、原則的に非公開とする。

（事務局）

第6条 事前検討会の事務局を農林水産部農地整備課に置く。

(1) 事務局に、事務局員若干を置く。

(2) 事務局員は、農地整備課調整・企画班員とする。

(3) 事務局員は、事前検討会の会員を兼ねることができる。

（守秘義務）

第7条 事前検討会及び地方検討会の会員は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を他の者に漏洩したり、自己又は第三者の利益のために利用してはならない。

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年3月12日整-2283 一部改正）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。